

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第十一条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として教育委員会が認める者（以下「配偶者等」という。）が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以</p>	<p>(前略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第十一条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員</p>
---	--

下同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者等又は二親等以内の親族(届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として教育委員会が認める者の親族を含む。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む

を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者等又は二親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」

関係にある者として教育委員会が認める者（以下「配偶者等」という。）が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一條第三項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の深夜における勤務の制限に係る請求について適用し、施行日以前の深夜における勤務の制限に係る請求については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

と読み替えるものとする。

3 (略)

(後略)

3| 改正後の条例第十一条第二項の規定による介護を行う職員の深夜における勤務の制限に係る請求、改正後の条例第十一条の二第二項又は第十一条の三第二項の規定による要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に係る請求、改正後の条例第十八条第一項の規定による介護休暇（改正後の条例第十七条第一項に規定するものを除く。）に係る請求及び改正後の条例第十八条の二第一項の規定による介護時間に係る請求は、施行日前においても行うことができる。